

# ご利用ください 補助・助成制度

市民の皆さんの負担を軽減し、安心して暮らせるよう、市ではさまざまな補助・助成制度を創設しており、その主なものをご紹介します。(4月17日現在)



注意点▶市の補助・助成制度の全てを掲載しているものではありません▶制度のほとんどが、市内在住または市税を完納していることを利用条件としています▶記載内容以外にも、補助対象や申請時期、提出書類が各制度で定められています。制度を利用する際は事前に問い合わせ先に連絡するか、市ホームページを確認してください。

分野	制度	制度概要	問い合わせ	
生活環境	防犯灯設置などの助成	町内などが設置・維持管理する防犯灯の新設および器具・蛍光管などの取り替え費用を市防犯協会を通じて助成(各締め切りあり)。予算額に達し次第、受け付けを終了)	市民参画まちづくり課 ☎948-6736 ☎934-3157	
	猫不妊・去勢手術補助	県内の動物病院で飼い猫および飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行った場合、飼い猫は雄1,000円、雌2,000円(年度につき1世帯1頭まで)飼い主のない猫は雄3,000円、雌7,000円(制限なし)	生活衛生課 ☎911-1862 ☎923-6627	
	太陽光発電システムなどの設置補助	市内建物などへの太陽光発電、太陽熱利用、家庭用燃料電池、蓄電池システム設置費用の一部を補助(太陽光発電は1kW当たり2万円・ZEH上乗せなど)機器ごとに補助要件・上限額あり)予算額に達し次第、受け付けを終了)	環境モデル都市推進課 ☎948-6437 ☎934-1861	
	合併処理浄化槽の設置費補助	お風呂や台所の排水を処理できない単独処理浄化槽やくみ取り便所から、合併処理浄化槽に設置替える場合に費用の一部を補助(補助対象となる地域や要件あり)補助金額は5人槽で44万4,000円から)▶8面に詳細あり	環境指導課 ☎948-6440 ☎934-1812	
	合併処理浄化槽の維持管理費補助	10人槽以下で、保守点検・清掃を適正に行い、毎年度1回の法定検査を受検している合併処理浄化槽の維持管理費を1基あたり1万円補助(法定検査から1年内に申請)ただし公共下水道の供用開始地域は対象外)▶8面に詳細あり	環境指導課 ☎948-6439 ☎934-1812	
	浸水害し尿緊急くみ取り一部助成	住宅のくみ取り式便槽に対し、河川の氾濫、高潮、豪雨などにより、便槽が浸水し、放置できない状態となった場合、くみ取り料金を最大5,000円助成	清掃課 ☎921-5516 ☎921-6311	
	生ごみ処理容器等の購入補助	コンポスト、EM容器、電気式生ごみ処理機(指定業者が取り扱う機器)の本体購入価格の2分の1を補助(機器ごとに補助上限額あり)	住宅課 ☎948-6349 ☎934-1807	
	わが家のリフォーム応援事業	市内に住宅を所有し、その住宅に住んでいる人で市の指定する基本工事(4タイプ)を50万円(税抜)以上行う場合に、一般的なリフォーム工事(住環境向上工事)と併せた工事費の10%(上限額30万円)を補助。加えて「移住者」「居住誘導区域」「リノベーション」「三世代同居・近居・多子世帯」の加算あり	建築指導課 ☎948-6512 ☎934-0640	
	木造住宅耐震診断・改修等補助	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断費および改修経費の一部を補助(補助上限額あり)併せて、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行う派遣制度を実施(いずれも先着順。2020年度からは、限度額が減額)	建築指導課 ☎948-6526 ☎934-0640	
	民間建築物アスベスト含有調査補助	吹き付けアスベストなどが施工されているおそれがある民間建築物の調査に、1カ所あたり最大10万円、1棟につき最大25万円を補助(先着順)	公園緑地課 ☎948-6546 ☎934-8723	
上下水道	緑のまちづくり奨励金	市内の宅地などに樹木で生け垣または庭木を設置する場合に奨励金を交付(生け垣のみの設置は1m当たり3,000円(上限6万円)プロック扉から生け垣への改造は1m当たり6,000円(上限9万円)など)交付対象となる樹木の高さ、設置場所に要件あり)	河川水路課 ☎948-6521 ☎934-1809	
	がけ崩れ防災対策事業補助	県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に採択されないもののうち、傾斜度30度以上など一定の基準を満たすものについて、市が工事を実施(申請者は工事費用の5%を負担)現地調査により採択の可否を決定)	水資源対策課 ☎948-6948 ☎934-1886	
	節水型トイレ改修助成	市内に住宅を所有し、そこに住民登録している人で、トイレを節水型トイレへ改修(前後で1リットル以上洗浄水量減少)した場合に助成、1台改修は洗浄水量に応じて1万5,000円から2万5,000円、2台以上改修は3万円助成(年度1回、同じトイレ改修工事について市の他補助と併用不可)予算額に達し次第、受け付けを終了)	水資源対策課 ☎948-6223 ☎934-1886	
	雨水利用促進助成	市内で自己所有する建物(自ら居住が業務で使用)に雨水タンクを購入・設置する場合、本体購入価格と設置に要する費用の合計額のおむね3分の2を助成(助成上限額あり)同一建物につき年度1回まで。事前申請が必要)	下水道サービス課 ☎948-6820 ☎934-1981	
	浄化槽から雨水貯留浸透施設への改修助成	公共下水道を使用することによって不要となった浄化槽を雨水貯留浸透施設に転用し、散水などに活用する場合、改修工事費の3分の2(上限20万円)を助成	下水道整備課 ☎948-6457 ☎934-0670	
子育て・母子健康	私道共同排水設備設置助成	私道に面する建築物所有者で、公共下水道から宅内の第1接続までの共同排水設備を私道に自費で設置する際の工事費の一部を助成(補助上限額および補助対象となる私道の幅員、周辺環境に要件あり)	企水道サービス課 ☎998-9803 ☎948-0727	
	上下水道料金減額	地下で漏水し市指定給水装置工事事業者が修理した場合に、検針2回分(4カ月分)まで、漏水と認定した水量の50%(下水道使用料は100%)を限度として上下水道料金を減額	子育て支援課 ☎948-6888 ☎934-1814	
	子ども医療費助成	0~6歳就学までの子どもの入院・通院および小学1~中学3年生までの入院費用の、保険診療自己負担分を助成(出生および転入届け出時に個別案内)	子育て支援課 ☎948-6418 ☎934-1814	
	ひとり親家庭医療費助成	父または母と子、祖父または祖母と孫、兄または姉と弟妹の家庭でひとり親家庭に準ずるもの、父母のいない子など、ひとり親家庭世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成	子育て支援課 ☎948-6411 ☎934-1814	
	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関に通学する場合、養成訓練の修学期間に高等職業訓練促進給付金を支給(支給対象・支給期間に要件あり)	子育て支援課 ☎948-6749 ☎934-1537	
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子が、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講した場合、受講修了後に受講料の20%、受講修了後2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に受講料の40%を助成(上限15万円)	健康づくり推進課 ☎911-1868 ☎925-0230	
	ファミサボ(育児)などの利用助成	まつやまファミリー・サポート・センター(ファミサボ)や市シルバーハウスセンターの子育て支援サービス利用料の一部を助成(一定時間に半額または無料)利用開始前までに各施設で手続きが必要)	放課後児童クラブ保護者負担金助成 ☎948-6411 ☎934-1814	
	愛顔っ子応援券	第2子以降の子どもにに対し、指定された乳幼児用紙おむつ製品を市内の登録店舗で購入時に利用できる「愛顔っ子応援券」5万円分(1,000円券×5枚づり)を交付	子育て支援課 ☎948-6418 ☎934-1814	
	放課後児童クラブ保護者負担金助成	児童クラブ保護者負担金について生活保護受給世帯は全額、市民税非課税世帯は半額を助成	子育て支援課 ☎948-6411 ☎934-1814	
	自立支援教育訓練給付金支給	適職に就くために指定講座(通学・通信)を受講・修了した、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父母に受講料などの60%を限度に資格取得後に支給(支給対象に要件あり)	子育て支援課 ☎948-6749 ☎934-1537	
教育	個別妊婦歯科健康診査	受診時に市に住民登録のある妊婦が妊娠中に1回、歯科健康診査と歯科保健指導を無料で受けられる(妊娠および転入届け出時に配付する受診券を持って市内登録医療機関で受診)	健康づくり推進課 ☎911-1870 ☎925-0230	
	不妊治療費助成	申請時に市に住民登録がある夫婦が妊娠中に法律による不妊治療(体外受精、顕微授精、手術を伴う男性不妊治療)に要する費用の一部または全部を助成(所得制限など助成対象に要件あり)治療終了日の属する年度内に申請)	未熟児養育医療給付 ☎948-6996 ☎934-1821	
	小児慢性特定疾病医療費助成	集中治療などの入院医療を必要とする、出生時の体重が2,000g以下または生活力が特に未熟な未熟児の医療費を給付	小児慢性特定疾患国が指定する小児慢性特定疾患有かたり、基準を満たしている18歳未満の児童に、かかった医療費の自己負担分の一部または全部を給付(必要と認められる場合は20歳到達まで延長あり)	国保・年金課 ☎948-6361 ☎934-2631
	就学援助費支給	経済的な理由で国公立小・中学校への就学が困難な児童生徒などの保護者に、学用品費・給食費・修学旅行費などを支給(支給要件あり)通学している学校に申請)	国保・年金課 ☎948-6746 ☎934-1815	
	風早活性化事業補助	5人以上で構成される市内に活動拠点がある団体が北条地域活性化のため、地域資源活用、景観・環境の保全・整備、集客に取り組む場合に、対象経費の2分の1(上限額10万円)を補助	三津浜にぎわい創出事業補助 ☎948-6991 ☎934-1821	
	「坂の上の雲」フィールドミュージアム活動支援事業支援金	NPOや市民団体が地域資源を生かしたまちづくりに取り組む場合に、予算の範囲内で対象経費の一部を支援(活用回数により支援金額が異なる。最大で4分の3(上限額60万円)を支援)	地域の宝みがきサポート事業補助 ☎948-6992 ☎934-1821	
	地域の宝みがきサポート事業補助	公民館事業推進委員会または認定まちづくり協議会が地域の宝の保存、活用、継承などを目的とした解説板や案内標識の設置、アクセス向上のための整備などに取り組む場合に、予算の範囲内で対象経費の全額(上限額30万円)を補助	民営自動車等駐車場設置補助 ☎948-6421 ☎934-1807	
	特定健康診査公費負担	国保に加入する40~74歳を対象に、生活習慣病予防を目的に医師の診察、身体計測、血液・尿検査などを受ける特定健康診査を無料で受けられる(5月末ごろに対象者に配布する受診券を持って地域の集団健診場所や市指定の医療機関などで受診)▶11面に詳細あり	健康づくり推進課 ☎911-1819 ☎925-0230	
	高額療養費支給	国保加入者が医療機関を受診し1カ月間(1日から末日まで)の医療費の自己負担額が一定額を超えるとき、超えた金額を払い戻し(保険適用外の医療費は対象外)	出産一時金・葬祭費支給 ☎948-6361 ☎934-2631	
	はり・きゅう助成	国保加入者がはり・きゅうを利用してした際に、施術1回につき1,000円を助成(1日1回、1カ月10回まで)被保険者証を市指定のはり・きゅう師に提示して受診)	国保・年金課 ☎948-6376 ☎934-2631	
市民国民健康保険	自主防災組織活動支援金	同組織地区連合会の研修会や訓練などの活動(上限5万円)と防災資機材などの整備(基礎支援金(事業費の3分の2、上限10万円)モデル事業(10万円までは全額、選考あり))に対して補助金を支給	危機管理課 ☎948-6795 ☎934-1813	

分野	制度	制度概要	問い合わせ
高齢者	節目歯周病検診	4月1日時点で、40・50・60・70歳の人が年度に1回、歯科健康診査と歯科保健指導を市内登録医療機関で無料で受けられる(対象者には5月末ごろクーポン券を送付)	健康づくり推進課 ☎911-1868 ☎925-0230
	がん検診・18歳からの健診の自己負担金免除	市民税非課税世帯の人のがん検診および18歳からの健診の自己負担分は無料(受診希望日の3週間前までに申請)	健康づくり推進課 ☎911-1819 ☎925-0230
	骨髄等移植ドナー支援事業	骨髄バンク事業で骨髄などを提供したドナーに、その提供のために必要な入院料1日あたり2万円を助成(上限14万円)提供時の住民登録など助成対象に要件あり)提供完了し、退院日翌日から90日以内に申請)	健康づくり推進課 ☎911-1810 ☎925-0230
	後期高齢者医療①健康診査②歯科口腔健診	後期高齢者医療加入者は健康診査・歯科口腔健診を年1回無料で受診できる。①は健診受診歴のある人および80歳未満の該当者(長期入院・施設入所者などは除く)に受診券を5月末ごろに郵送、新規申し込みは高齢福祉課に電話。②のクーポン券の申し込みは県後期高齢者医療広域連合(911-7733)へ	高齢福祉課 ☎948-6862 ☎934-1763
	敬老マッサージ補助	70歳以上の人があん摩・マッサージを利用した際、1年度6回分を限度として施術1回につき1,000円補助(申請の上、利用料支拂を交付)	高齢福祉課 ☎948-6408 ☎934-1763
	【現制度】道後温泉入浴優待(2019年9月末で終了)	本館神の湯階下と椿の湯の入浴料を85歳以上無料、65歳以上神の湯階下410円→200円、椿の湯400円→200円(年齢確認を窓口で提示)	高齢福祉課 ☎948-6370 ☎934-1763
	【現制度】公衆浴場半額入浴(2019年9月末で終了)	65歳以上に对象に、毎週金曜日(定休日は除く)県公衆浴場業生活衛生同業組合松山支部に加盟している公衆浴場11カ所の入浴料を半額割引(年齢確認できるものを窓口で提示)	高齢福祉課 ☎948-6370 ☎934-1763
	【新制度】公衆浴場半額入浴(2019年10月から開始)	65歳以上に对象に、後期高齢者医療加入者は道後温泉椿の湯を含む市内一般公衆浴場12カ所の入浴料の半額を1年度50回を限度として助成(2019年10月から2020年3月までは25回まで半額)申込方法などは2019年6月ごろお知らせ。障がい者も同制度を適用)	高齢福祉課 ☎948-6370 ☎934-1763
	はり・きゅう助成	後期高齢者医療加入者がはり・きゅうを利用した際に、施術1回につき1,000円を助成(1日1回、1カ月10日まで)被保険者証を市指定のはり・きゅう師に提示して受診)	高齢福祉課 ☎948-6370 ☎934-1763
	がん検診	後期高齢者医療加入者は市のがん検診を無料で受けられる(乳がん・子宮頸がん・胃がん(内視鏡)は2年に1回)	健康づくり推進課 ☎911-1819 ☎925-0230
障がい者	運転免許返納支援	運転免許証を警察署などへ自主返納した本市に住民登録のある65歳以上の人に、1人1回限り電車、バス、タクシーなどの交通利用券や道後温泉別館飛鳥乃湯温泉招待券などを交付	都市・交通計画課 ☎948-6446 ☎934-1807
	重度心身障害者医療費助成	「身体障害者手帳1級または2級」、「療育手帳A」、「療育手帳B(中度)」と身体障害者手帳を併せ持つ」のいずれかに該当する重度心身障害者の保険診療による医療費の自己負担分を助成	障がい福祉課 ☎948-6936 ☎932-7553
	重度心身障害者介護激励金支給	20歳以上の身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳A(最重度)所持者で、介護保険の要支援・要介護認定および障害者総合支援法の障害支援区分の認定を受けていない在宅の重度心身障害者と同一世帯で市内に1年以上同居する介護者に月額1万円の激励金を支給(支給対象に要件あり	